



特別障害者手当・障害児福祉手当

～手当を受給するためには申請が必要です～

名称	特別障害者手当	障害児福祉手当																					
目的	身体または精神に著しく重度の障がいがある20歳以上の特別障がい者の、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。	身体または精神に重度の障がいがある満20歳未満の重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。																					
手当の対象者	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の重度障がい者が支給対象になります。</p> <p><支給の対象となる障がいの程度> おおむね次の障がい重複する方、またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数おおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい</p> <p>※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、以下の場合は手当を受給できません。 ・障がい者が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき ・障がい者が病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院しているとき</p>	<p>日常生活において、常時介護を必要とする、20歳未満の在宅の重度障がい児が支給対象になります。</p> <p><支給の対象となる障がいの程度> おおむね次の障がいを有する方、またはそれと同程度以上の方 ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数おおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい</p> <p>※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、以下の場合は手当を受給できません。 ・障がい児が障がいを支給事由とする年金を受けられることができるとき ・障がい児が障害児入所施設などの施設に入所しているとき</p>																					
所得制限	<p>手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の人数</th> <th>請求者本人の所得制限限度額</th> <th>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>360.4万円</td> <td>628.7万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>398.4万円</td> <td>653.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>436.4万円</td> <td>674.9万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>474.4万円</td> <td>696.2万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>512.4万円</td> <td>717.5万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>550.4万円</td> <td>738.8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養の状況により限度額に加算できる場合があります</p>		扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	360.4万円	628.7万円	1人	398.4万円	653.6万円	2人	436.4万円	674.9万円	3人	474.4万円	696.2万円	4人	512.4万円	717.5万円	5人	550.4万円	738.8万円
扶養親族の人数	請求者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																					
0人	360.4万円	628.7万円																					
1人	398.4万円	653.6万円																					
2人	436.4万円	674.9万円																					
3人	474.4万円	696.2万円																					
4人	512.4万円	717.5万円																					
5人	550.4万円	738.8万円																					
支給額 支給月	<p>【手当月額】 26,810円 【支給月】 2月、5月、8月、11月（各月10日）</p>	<p>【手当月額】 14,580円 【支給月】 2月、5月、8月、11月（各月10日）</p>																					
手続き提出先	<p>○認定請求書を提出し福祉事務所長の認定を受けることで支給されます。 【必要書類】 ①手当認定請求書、②手当所得状況届、③所定の診断書、④その他必要書類</p>																						

手当月額については平成29年4月に改定されました。

また、本手当受給者またはこれと同程度以上の障がいを有する3歳以上の方（入院・社会福祉施設入所者は対象外）は、介護用品給付券（オムツなど）、理容料・美容料助成券が給付されます。

詳しくはお問い合わせください。

福祉

後期高齢者医療制度のお知らせ 4月から保険料の軽減制度が見直されます

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、保険料の軽減制度が見直されます。本年度の保険料額については、7月以降に被保険者の皆さんに決定通知書をお送りします。

均等割額の減額基準見直し

世帯内の被保険者数に乗ずる金額を引き上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

均等割額の減額基準			軽減後の均等割額
軽減割合	3月まで	4月から	
5割軽減	33万円5千円以下(26世帯以下)	33万円(27世帯以下)	20,453円
2割軽減	33万円以下(48世帯以下)	33万円(49世帯以下)	32,725円

所得割額軽減特例の段階的見直し

基礎控除後の総所得金額が58万円以下(年金収入で211万円以下)

の被保険者の所得割額軽減特例を段階的に見直します。

なお、年金収入で153万円以下の場合、所得割額はかかりません。

○3月まで 5割軽減

○4月から 2割軽減

○平成30年4月以降 軽減なし

※均等割額軽減特例(9割、8・5割軽減)は、引き続き該当者に適用されます。

元被扶養者の均等割額軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く)の被扶養者であった被保険者の均等割額軽減特例を段階的に見直します

○3月まで 9割軽減

○4月から 7割軽減

○平成30年4月から 5割軽減

○平成31年4月から 資格取得後2年間に限り5割軽減

※所得割額は、引き続きかかりません。

問い合わせ先
福祉課国保医療係

☎026(229)5320
☎026(229)5320

募集

「中野のチカラ応援交付金」事業

市では、協働による地域づくりの推進と市民活動団体の発掘および育成を図るため、地域力を向上させる活動を行う団体を支援します。

昨年度は、団体提案型事業7団体、市提案型協働事業2団体に交付しました。

○対象団体の主な要件

- ・5人以上の構成員により組織されている、または組織される見込みがあること
- ・1年以上継続して活動を行っている、または行う見込みがあること

○対象事業

①団体提案型事業 自ら企画し、実施するものとし、原則として新規の事業

②市提案型協働事業 市が定める次の事業において、自ら企画し、実施するものとし、原則として新規の事業

- ・企業との協働による地域活性化事業
- ・子育て支援事業
- ・健康長寿のまちづくり事業
- ・にぎわい創出事業
- ・インバウンド観光創出事業
- ・空き家活用促進事業
- ・高校生が考える地域づくり事業
- ・地域魅力アップ事業

○交付金額

①団体提案型事業

- ・構成員の3分の2以上が30歳以下の者、または女性で構成される団体は、対象経費の10分の9以内で限度額30万円
- ・右記以外の団体は、対象経費の4分の3以内で限度額30万円

②市提案型協働事業 対象経費の10分の10以内で限度額10万円

○交付金の申請 交付金交付申請書に、次の書類を添付してください。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・団体の名簿
- ・団体の活動状況が分かる書類
- ・その他市長が必要と認める書類(見積書など)

○事業の審査 申請された書類により内容の審査を行い、交付金の交付事業を決定します。

○募集期限 5月8日(月)

○事前相談会(要予約)

・日時 4月20日(木) 午前10時から
・会場 市民会館44号会議室

詳しくは、市公式ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。だくか、お問い合わせください。



問い合わせ・申し込み先

☎026(211)216
☎026(211)216